



2019 年度環境省重点施策

2018 年 12 月
環 境 省



目 次

2019年度 環境省予算(案)の概要	1
2019年度 環境省重点施策	2
基本的方向	2
1. 生活の質を向上する「新たな成長」に向けた政策展開	3
(1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	3
(2) 国土のストックとしての価値の向上	5
(3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	6
(4) 健康で心豊かな暮らしの実現	7
(5) 持続可能性を支える技術の開発・普及	8
(6) 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップ の構築	9
2. 気候変動対策	11
(1) 長期大幅削減を実現し、脱炭素社会を構築する明確な方向性の提示	11
(2) 技術・社会システムのイノベーションをリードする対策・施策・枠組み	11
(3) 総合的なフロン排出抑制対策の促進	12
(4) 適応策の更なる推進	12
(5) イノベーションを通じた世界全体の脱炭素化の牽引に向けた国際協力	12
3. 東日本大震災からの復興・創生	13
(1) 被災地の環境再生に向けた取組の着実な実施	13
(2) 新たなステージに向けた、被災地の産業・まち・暮らしの創生	13
4. 循環型社会の形成・資源循環イノベーション	14
(1) イノベーションの実装による国内での資源循環の促進	14
(2) 資源循環イノベーションの国際展開	15
5. 生物多様性の確保・自然共生	15
(1) 生物多様性の確保	15
(2) 自然資源の保全・活用による観光立国・地方創生・経済成長	16

6. 環境リスクの管理	17
(1) 地域・暮らしを支える廃棄物対策	17
(2) 安全な暮らしの確保	17

2019年度 環境省税制改正要望結果の概要	19
1. 税制全体のグリーン化の推進	19
2. 個別のグリーン化措置	28

2019年度 環境省機構・定員（案）の概要	34
------------------------------	----

※ 本文中、【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計において計上する予算、【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計において計上する予算、【旅客税】と表記のある予算事項は、国際観光旅客税を充当する施策として観光庁において計上する予算である。

2019年度環境省予算(案)の概要

【一般会計】

	平成30年度 当初予算額	平成30年度 第2次補正 予算案	2019年度	
			当初予算案	対前年比
	億円	億円	億円	
一般政策経費等	1,488	680	1,609	108%

【エネルギー対策特別会計】

	平成30年度 当初予算額	平成30年度 第2次補正 予算案	2019年度	
			当初予算案	対前年比
	億円	億円	億円	
エネルギー対策特別会計	1,575	270	1,706	108%

小 計

	平成30年度 当初予算額	平成30年度 第2次補正 予算案	2019年度	
			当初予算案	対前年比
	億円	億円	億円	
一般会計+エネルギー対策特別会計	3,063	950	3,315	108%

【東日本大震災復興特別会計】

	平成30年度 当初予算額	平成30年度 第2次補正 予算案	2019年度	
			当初予算案	対前年比
	億円	億円	億円	
東日本大震災復興特別会計 (復興庁一括計上)	6,526	-	5,560	85%

合 計

	平成30年度 当初予算額	平成30年度 第2次補正 予算案	2019年度	
			当初予算案	対前年比
	億円	億円	億円	
合 計	9,589	950	8,874	93%

※上記の表のほか、国際観光旅客税を充当する環境省分の施策について、平成30年度は2.5億円が環境省に計上、2019年度は50.8億円が観光庁に一括計上。

※四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

2019 年度環境省重点施策

— 環境政策でこれからの成長を牽引 —

<基本的方向>

社会は大きな転換期を迎えている。IoT や AI などの技術進歩も相まって、社会システムは大規模集約型から分散型へ、経済は量から質へ、価値観は「モノ」から「コト」へと変化しつつある。その一方で、かつてない人口減少・少子高齢化社会に直面している我が国は、環境問題、経済成長、地方創生といった諸課題に同時に取り組まなければならない。また、平成 30 年 7 月豪雨に象徴される自然災害の激甚化・頻発化や今年の夏の記録的な酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動の影響の拡大が懸念される中で、緩和策・適応策の更なる加速、着実な災害対応、防災・減災、国土強靱化などが求められている。

今年 4 月に閣議決定された第 5 次環境基本計画（以下「環境基本計画」）においても、我が国が環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面していること、また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択やパリ協定の発効など脱炭素社会に向けた時代の転換点が到来していることを踏まえ、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）すべきことが打ち出された。

これからの環境政策は、世の中を脱炭素型かつ持続可能な形へと転換（シフト）させていくことで、様々なイノベーションを引き起こし、それによって環境保全と経済・社会的課題との同時解決を図りつつ、新たなマーケットを創出していくこと一つまり環境政策がこれからの成長の「牽引役」となっていくことが重要である。その実践として、地域においては、地域の主体性を活かし、自立分散で、相互連携により補完しあい、循環と共生を実現する「地域循環共生圏」を創造し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。

来年、我が国で初めて開催される G20 サミットでは、「持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」も開催される。これを機に、国内の取組を強化するとともに、国内外への成果の発信を一層進められるよう、上記の認識の下、環境省では以下の施策を重点的に展開していく。

1. 生活の質を向上する「新たな成長」に向けた政策展開

環境基本計画に位置づけた6つの重点戦略を、以下の取組によって具体化し、脱炭素社会・SDGsの実現に向けた資源配分シフトを引き起こすことで「新たな成長」の実現へとつなげていく。

(1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

「持続可能な企業に注目が集まる」、「持続可能でない企業からは資金や人材が離れていく」時代が到来しており、もはや環境対策はコストではなく、競争力の源泉となっている。

また、IoT、AI等によるイノベーションは、これまでの「モノを大量に生産し、消費し、廃棄する」社会を「必要な機能・サービスを、必要な人に、必要な時に提供する」社会に変えつつあり、シェアリング、サービサイジング等の新たなビジネス形態も生まれている。

今後は、気候変動や自然資本の劣化等のリスクをチャンスとして捉え、企業行動や社会生活にイノベーションを引き起こしつつ、環境という切り口からマーケットを創出することで、「環境と成長の好循環」を実現していかなければならない。

こうした中、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみに関する国際的な議論、中国をはじめアジア各国による輸入規制等も踏まえ、2019年のG20までに策定する「プラスチック資源循環戦略¹」に基づき、国内資源循環の深化、海洋ごみ対策を進めるとともに、我が国発の技術・イノベーション、ソフト・ハードの環境インフラをアジア地域から世界に広げ、地球規模での資源・廃棄物制約の克服、海洋プラスチックごみの発生抑制に貢献しつつ、新たな成長の源泉としていく。

① 我が国として率先して対策に取り組むべく、「プラスチック資源循環戦略」も踏まえ、使い捨て容器包装等のリデュースや再生可能資源（紙、バイオプラスチック等）への代替の促進、国内資源循環体制の構築及び資源循環関連産業の振興に取り組むとともに、幅広い関係主体の自主的取組・連携協働を一体的に促進することにより、海洋プラスチックごみの発生抑制等を総合的に推進する。

《主な措置の例》

（金額は百万円単位）

- ・ 容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費 215（ 80）
- ・ （新）脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業【エネ特】 3,500（ 0）
- ・ 省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業【エネ特】 3,330（ 1,500）
〔30年度2次補正： 6,000〕
- ・ 海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費 268（ 167）

② G20 サミット及び G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関

¹ プラスチックの資源循環を総合的に推進する戦略。海洋等へのプラスチックの流出の抑制にも寄与。

係閣僚会合等の機会を活用し、途上国を含む G20 各国との連携を強化しながら、我が国の優れたソフト・ハードインフラの輸出等により、実効的な海洋プラスチックごみ対策等に取り組む。

《主な措置の例》	(金額は百万円単位)
・ 国際連携戦略推進費	185 (131)
・ 海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費 (再掲)	268 (167)
・ 環境国際協力・インフラ戦略推進費	327 (190)
・ (新) コ・イノベーションによる途上国向け低炭素技術創出・普及事業【エネ特】	2,000 (0)

また、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する成長戦略として、パリ協定に基づく長期戦略を策定し、同戦略を踏まえながら、戦略的資源配分シフトを実現すべく、ESG 金融の推進や新たな経済成長の原動力としてのカーボンプライシングの活用に関する検討など、以下の取組を進める。

③「脱炭素経営による企業価値向上促進プログラム」(2018年6月環境省)等により、SBT² や RE100³への参加等を支援するとともに、これらに挑戦する企業間のネットワーク構築、中小企業への展開支援等を行い、我が国のバリューチェーン全体における脱炭素化を実現する。

《主な措置の例》	(金額は百万円単位)
・ SBT・再エネ 100%目標等推進事業【エネ特】	220 (220)
・ 気候リスク・チャンス織り込んだ脱炭素経営推進事業【エネ特】	400 (250)
・ (新) SBT 達成に向けた CO ₂ 削減計画モデル事業【エネ特】	100 (0)
・ 中小企業による環境経営の普及促進事業	19 (19)
・ 国等における環境配慮契約法推進・効果評価等経費	14 (13)

④ ブロックチェーン、IoT、AI 等のデジタル技術を活用することにより、脱炭素社会の構築や資源生産性の更なる向上といった課題の解決に向け、新たなビジネスの創成・普及を図る。

《主な措置の例》	(金額は百万円単位)
・ 低炭素型の行動変容を促す情報発信(ナッジ)等による家庭等の自発的対策推進事業【エネ特】	3,000 (3,000)
・ (新) 先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理システム低炭素化支援事業【エネ特】	60 (0)

² Science Based Targets。産業革命時期比の気温上昇を2度未満にするという目標達成のため、当該目標に整合した意欲的な温室効果ガス削減目標を設定する企業を認定する国際イニシアティブ。

³ 事業を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的な企業連合。

⑤ 脱炭素社会・SDGsの実現を金融面から支えていくため、国際的な潮流やESG金融懇談会の提言等も踏まえ、企業の環境情報開示の促進等によりグリーンファイナンス等のESG金融を強力に推進する。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

・ グリーン経済における情報開示基盤の整備事業	50 (45)
・ (新) ESG金融ステップアップ・プログラム推進事業【エネ特】	300 (0)
・ グリーンボンド発行促進体制整備支援事業【エネ特】	500 (850)
・ 地域低炭素投資促進ファンド事業【エネ特】	4,600 (4,800)

⑥ 脱炭素社会に向けて資源の戦略的な配分を促し、新たな経済成長につなげていく原動力としてのカーボンプライシングの活用に関する検討を進める。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

・ カーボンプライシング導入可能性調査事業【エネ特】	250 (250)
・ 税制全体のグリーン化推進検討経費	35 (35)

⑦ 我が国の温室効果ガス削減目標に深刻な支障を来すことが懸念される石炭火力発電に対して、脱石炭火力に向けた国内外の動きを踏まえて、厳しい姿勢で臨む。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

・ CO ₂ 中長期大幅削減に向けたエネルギー転換部門低炭素化に向けたフォローアップ事業【エネ特】	150 (150)
--	------------

(2) 国土のストックとしての価値の向上

気候変動の影響の顕在化、自然災害の発生、海洋ごみによる汚染等、我が国の国土は様々なリスクに直面している。環境施策を通じてこれらのリスクに対処するとともに、自然との共生を軸とした国土の多様性を維持し、健全・強靱な国土・地域をつくる。

① 気候変動適応法の施行を受け、環境省が旗振り役となり、政府一丸となって適応策を強力に推進するとともに、気候変動影響評価に係る科学的知見の集積、国立環境研究所を中核とする適応の情報基盤の整備、適応策のPDCA手法の開発、地域での取組の加速化、適応策の海外展開、国民参加型の情報収集、熱中症対策の強化など、適応策の更なる充実・強化を図る。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

・ 気候変動影響評価・適応推進事業	865 (850)
・ 国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金 (うち、適応関連業務経費)	16,659の内数 (13,370の内数)
・ 環境研究総合推進費関係経費	5,836の内数 (5,107の内数)
・ 熱中症対策推進事業	139 (62)
・ クールシティ推進事業	57 (38)

② 廃棄物処理施設の整備や自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めるとともに、大規模災害に備えた万全な災害廃棄物処理体制の構築や災害廃棄物の円滑・迅速な処理を図ること等により環境施策を通じた国土強靱化への対応に取り組む。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】 61,500 (55,255)
[30年度2次補正：47,000]
- ・ 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業 341 (325)
[30年度2次補正： 564]
- ・ 浄化槽の整備【一部エネ特】 11,577 (10,021)
[30年度2次補正： 1,000]
- ・ (新) 浄化槽長寿命化計画策定推進事業 18 (0)
[30年度2次補正： 60]
- ・ (新) 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【エネ特】 3,400 (0)
[30年度2次補正：21,000]

③ 海岸漂着物処理推進法（海ごみ法）の改正も踏まえ、発生抑制や回収処理等の海洋ごみ対策に取り組むほか、海洋の生物多様性保全に向けた取組等を進め、健全な海洋環境を実現する。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費（再掲） 268 (167)
- ・ 海岸漂着物等地域対策推進事業 400 (400)
[30年度2次補正： 3,100]

④ 自然資本の維持・充実・活用を図るとともに、人口減少下における土地の適切な管理と自然環境を保全・再生・活用する国土利用を進める。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 生物多様性保全推進支援事業 136 (95)
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業費 500 (830)
[30年度2次補正： 1,100]

(3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

地域は、人口減少、少子高齢化等の課題が顕在化する一方、多様な地域資源を有しており、環境・経済・社会上の諸課題を同時解決しSDGsを実現する実践の場である。

エネルギー、循環資源、生物多様性など様々な切り口から資金と人の流れを生み出し、持続可能なビジネス・地域づくりを行う「地域循環共生圏」の具現化を進める。これによって、地域で環境政策による経済・社会の課題解決を実践し、地域経済の成長や地方創生につなげ

る、「環境で地方を元気にする」ためのモデルケースを打ち出す。

- ① プロフェッショナル人材等からなる「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を構築し、パートナーシップによる地域の構想・計画の策定等を支援するとともに、地域の特性や主体を活かしつつ、地域のエネルギー、交通といった地域社会インフラの脱炭素化モデルの構築・実証を行う。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ (新) 環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費 500 (0)
- ・ (新) 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業【エネ特】 6,000 (0)

- ② 国立公園を世界水準のナショナルパークとして磨き上げ、保全された質の高い自然を楽しむ「国立公園満喫プロジェクト」を推進し、利用拠点の滞在環境の上質化、多言語解説の整備・充実、インバウンドに向けた新たなプロモーション等に取り組む。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 国立公園満喫プロジェクト等推進事業【一部エネ特、一部旅客税】 16,253 (11,700)

- ③ 再生可能エネルギー・廃棄物発電等を活用する地域エネルギー企業の立ち上げ支援、交通ネットワークを含む社会インフラの維持と脱炭素化を同時に進めるグリーンスマートモビリティ等の取組により、地域の自立につながる再省蓄エネ等の促進を図る。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 地域低炭素化推進事業体設置モデル事業【エネ特】 100 (100)
- ・ 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業【エネ特】 5,200 (3,270)
- ・ (新) 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業【エネ特】(再掲) 6,000 (0)
- ・ 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費 33 (33)
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備(うち、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業) 25,950 (25,740)

(4) 健康で心豊かな暮らしの実現

人々の価値観が多様化する中、暮らし方や働き方、モノやサービス等の選択をより環境配慮したものに転換する「ライフスタイルのイノベーション」を押し進める必要がある。環境行政の基盤である環境リスクの低減はもとより、快適性の向上や健康の維持、心の安らぎなどを追求し、生活の質の向上を目指す。

- ① ビッグデータ分析等を活用して行動変容を促す情報発信(ナッジ)等による温室効果ガス削減のためのモデル構築や、食品ロス対策、森里川海プロジェクトの展開等に取り組み、持続可能なライフスタイルへの転換を加速する。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 低炭素型の行動変容を促す情報発信 (ナッジ) 等による家庭等の自発的対策推進事業【エネ特】 (再掲) 3,000 (3,000)
- ・ 食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費 93 (70)
- ・ (新) 環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費 (再掲) 500 (0)

② 平成 30 年 7 月豪雨に象徴される自然災害の激甚化・頻発化や今年の夏の記録的な酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動の影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図る普及啓発を展開する。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業【エネ特】 842 (842)

③ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) やネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) に代表される、快適な生活にも資する良質な社会ストックの形成を促進する。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業【エネ特】 9,700 (8,500)
- ・ 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 化・省 CO₂ 促進事業【エネ特】 5,000 (5,000)
- ・ 公共施設等先進的 CO₂ 排出削減対策モデル事業【エネ特】 2,600 (2,600)

④ 高齢化社会に対応した家庭ごみの収集運搬制度の設計や、社会福祉施策と連携したペット適正飼養対策等、環境政策の切り口から、高齢化、少子化といった社会課題にも対応する政策を展開していく。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務 100 (13)
- ・ 動物愛護管理推進費 352 (285)
- ・ 子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査) (うち、地域の子育て世代との対話事業) 49 (0)

(5) 持続可能性を支える技術の開発・普及

「統合イノベーション戦略」(2018年6月15日閣議決定)の策定を踏まえ、Society5.0⁴の実現を目指し、脱炭素技術など環境問題の解決を導く新技術の開発を押し進める。また、先

⁴ ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。新しい価値やサービスが次々と創出され、社会の主体たる人々に豊かさをもたらしていく。

端技術を環境分野に活用し、新たな地平を切り拓く。

- ① CNF⁵、水素、CCUS⁶、窒化ガリウムを用いた高効率デバイスなど脱炭素技術の開発・実証・社会実装を進める。また、その他の環境分野についても若手研究者支援を強化しつつ、基礎研究から社会実装までを見据えた研究・技術開発を推進する。

《主な措置の例》

(金額は百万円単位)

- ・ 未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業【エネ特】
2,500 (2,500)
- ・ 再エネ等を活用した水素社会推進事業【エネ特】
3,480 (3,480)
- ・ 二酸化炭素の資源化を通じた炭素循環社会モデル構築促進事業【エネ特】
1,970 (1,970)
- ・ 環境研究総合推進費関係経費 (再掲)
5,836 の内数 (5,107 の内数)

- ② 電気自動車 (EV) の普及拡大に備えた電池のリユース・リサイクル技術の開発・実証や、燃料電池バス等の次世代自動車の普及に取り組む。また、世界的な潮流である自動車 CASE⁷の視点を踏まえ、地産地消エネルギーの利用拡大を見据え、地域全体での脱炭素型交通モデルを構築する。

《主な措置の例》

(金額は百万円単位)

- ・ 省 CO₂ 型リサイクル等設備技術実証事業【エネ特】
500 (500)
- ・ 再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業【エネ特】
2,570 (2,570)
- ・ (新) 電動化対応トラック・バス導入加速事業【エネ特】
1,000 (0)
- ・ (新) 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業【エネ特】 (再掲)
6,000 (0)

- ③ ブロックチェーン、IoT、AI といった Society5.0 の実現に資するデジタル技術について、再エネ推進や資源循環といった環境分野での活用を進める。 <1. (1) ④を参照>

(6) 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

2019 年は我が国で初となる G20 が開催される。こうした機会を捉え、各国間の連携強化による海洋プラスチックごみ対策や気候変動対策をはじめ、国内の取組強化、国内外への成果の発信、海外とのパートナーシップの深化に取り組む。

⁵ セルロースナノファイバー。木材から科学的・機械的処理により取り出した直径数～数十ナノメートル (1 ナノメートル=10 億分の 1 メートル) の繊維状物質。鋼鉄の 1/5 の軽さで 5 倍以上の強度を持ち、熱による膨張・収縮が少ない、植物由来のカーボンニュートラルな素材。

⁶ CO₂ を回収 (Capture)・利用 (Utilization)・貯留 (Storage) すること。

⁷ Connected (つながる)、Autonomous (自動運転)、Shared (共有)、Electric (電動) を意味する言葉。

① G20 サミット及び G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合等の機会を活用し、海洋プラスチックごみ対策、気候変動対策、生物多様性確保等における世界の議論をリードし、国際連携を強化する。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

・ 国際連携戦略推進費 (再掲)	185 (131)
・ 海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費 (再掲)	268 (167)
・ (新) 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 総会等開催支援事業【エネ特】	250 (0)

② 「インフラシステム輸出戦略 (平成 30 年度改訂版)」及び「海外展開戦略 (環境)」(いずれも 2018 年 6 月 7 日経協インフラ戦略会議)を踏まえ、二国間クレジット制度 (JCM) による脱炭素技術の海外展開をはじめ、資源循環、水環境、大気汚染対策といった各分野において、環境インフラ海外展開の更なる推進を図る。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

・ 二国間クレジット制度 (JCM) 資金支援事業【エネ特】	9,100 (8,100)
・ 環境国際協力・インフラ戦略推進費 (再掲)	327 (190)
・ 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業	404 (350)
・ 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外での CO ₂ 削減支援事業【エネ特】	253 (253)
・ 気候変動影響評価・適応推進事業 (再掲)	865 (850)

③ パリ協定実施に向けて、「日本の気候変動対策支援イニシアティブ 2017」等に基づきコ・イノベーション⁸の推進に取り組むほか、衛星を活用した温室効果ガスの観測、生物多様性分野でのポスト愛知目標の検討、ヒアリ等の外来種対策、水銀対策といった各分野での積極的な国際貢献を進める。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

・ (新) コ・イノベーションによる途上国向け低炭素技術創出・普及事業【エネ特】(再掲)	2,000 (0)
・ いぶき (GOSAT) ⁹ シリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等【一部エネ特】	1,975 (1,812)
・ 生物多様性国家戦略推進費	36 (36)
・ 中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費	44 (41)
・ 水銀に関する水俣条約実施推進事業	319 (293)

⁸ 途上国における気候変動対策と持続可能な開発を進めるため、我が国の優れた技術・ノウハウを活用しつつ、途上国の課題・ニーズを踏まえながら協働し、イノベーションを起こしていくこと。

⁹ 温室効果ガス観測技術衛星。2009 年に世界初の温室効果ガス観測専用の衛星として「いぶき」を打ち上げ、後継機「いぶき 2 号」は 2018 年に打ち上げを実施。2009 年以降の地球大気全体の二酸化炭素、メタン濃度の継続観測を行っている。

2. 気候変動対策

地球温暖化が進行すれば、豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることは間違いないという認識の下、脱炭素社会を目指す世界の潮流は揺るぎないものとなっており、パリ協定は2020年から本格的な実施の段階へと入る。脱炭素社会に向けた確かな方向性と、民間活力を最大限に活かしてイノベーションを創出する枠組みを提示しつつ、国内での大幅な排出削減を目指すとともに、世界全体の排出削減と持続可能な成長に最大限貢献していく。そのための基礎を確立する施策を「今」から講じていく。

(1) 長期大幅削減を実現し、脱炭素社会を構築する明確な方向性の提示

2019年G20の議長国として世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引するとの決意の下、「環境と成長の好循環」を実現するための成長戦略として、パリ協定に基づく長期戦略を策定する。

《主な措置の例》

(金額は百万円単位)

- ・ パリ協定等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費【一部エネ特】
702 (702)

(2) 技術・社会システムのイノベーションをリードする対策・施策・枠組み

温室効果ガス排出量を2030年に26%削減するという目標の確実な達成、さらには2050年の80%削減に向け、地球温暖化対策計画の見直しを行い、幅広いステークホルダーの再省蓄エネ活用に向けた取組の加速化・最大化等を促す。

- ① バリューチェーン全体での脱炭素化といった意欲的な環境経営に取り組もうとする企業の動きを加速化させる。
<1.(1)③を参照>

- ② 太陽光、風力、バイオマス等を含めた再エネについて、固定価格買取制度に頼らない主力電源化に向け、コストダウンを図りながら2030年度のエネルギーミックスの水準を超えた更なる拡大と前倒しを追求する。このため、「再エネ加速化・最大化促進プログラム」(2018年3月環境省)を更新するとともに、再省蓄エネを通じた地域活性化や防災機能強化を図る。

《主な措置の例》

(金額は百万円単位)

- ・ (新)地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【エネ特】(再掲)
3,400 (0)
[30年度2次補正:21,000]
- ・ 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業【エネ特】
5,000 (5,400)
- ・ 先進対策の効率的実施によるCO₂排出量大幅削減事業【エネ特】
3,700 (3,700)

- ③ 環境に適切に配慮した太陽光・風力・地熱等の再生可能エネルギーの円滑な導入に向け、風力発電に係るゾーニング手法の普及、メガソーラーに係る環境アセスメント制度の検

討等、質が高く効率的な環境アセスメントの展開等を図る。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業【エネ特】 400 (400)
- ・ 環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業【エネ特】 744 (800)
- ・ 環境影響評価制度合理化・最適化経費 65 (69)

④ 「統合イノベーション戦略」を踏まえた、最新技術も活用した脱炭素技術の開発・実証・社会実装を推進する。 <1. (5) ①を参照>

⑤ 地球温暖化の進行による影響増大の危機感を共有しつつ、「COOL CHOICE」を旗印とする国民運動の展開を進め、脱炭素型ライフスタイルへの転換を進める。 <1. (4) ②を参照>

⑥ 脱炭素社会に向けて資源の戦略的な配分を促し、新たな経済成長につなげていく原動力としてのカーボンプライシングの活用に関する検討を進める。 <1. (1) ⑥を参照>

⑦ 我が国の温室効果ガス削減目標に深刻な支障を来すことが懸念される石炭火力発電に対して、脱石炭火力に向けた国内外の動きを踏まえて、厳しい姿勢で臨む。 <1. (1) ⑦を参照>

(3) 総合的なフロン排出抑制対策の促進

モントリオール議定書改正による代替フロンの生産等規制を受けた措置を講ずるほか、廃棄時回収率の向上に向け、法的措置の検討を含む対策強化の検討・実施を進め、上流から下流までの総合的なフロン排出抑制を図る。また、代替フロンに代わる脱フロン・省エネ型自然冷媒機器の導入加速化に取り組む。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業【エネ特】 7,500 (6,500)
- ・ フロン等対策推進調査費 258 (254)
- ・ フロン類の廃棄時回収率の向上に向けた法的措置の検討を含む対策強化

(4) 適応策の更なる推進

気候変動適応法の施行を受け、環境省が旗振り役となり、政府一丸となって適応策を強力に推進する。 <1. (2) ①を参照>

(5) イノベーションを通じた世界全体の脱炭素化の牽引に向けた国際協力

① G20 サミット及び G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合等を契機に、各国間の連携強化によるイノベーションの加速化を図り、世界の温室効果ガス大幅削減に貢献する。 <1. (6) ①を参照>

- ②「日本の気候変動対策支援イニシアティブ 2017」に基づくコ・イノベーションの推進、環境インフラ海外展開の更なる推進等により、脱炭素化と経済成長に向けた国際協力を押し進める。 < 1. (6) ②③を参照 >

3. 東日本大震災からの復興・創生

震災から7年が経過し、2017年度には中間貯蔵施設での除去土壌の貯蔵や、福島県内の指定廃棄物等の管理型処分場への搬入が開始された。また、帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域復興再生計画が6町村で認定され、同計画に基づく家屋等の解体・除染が進められている。

こうした環境再生の取組を着実に進めるとともに、福島産業・まち・暮らしの創生に向けた「福島再生・未来志向プロジェクト」等を実施し、復興への歩みを確実なものとすることを目指す。

(1) 被災地の環境再生に向けた取組の着実な実施

- ① 中間貯蔵施設について、用地取得・施設整備・搬入の流れを着実に進める。同時に、仮置場の跡地について円滑に原状回復を行い返地を進めていく。また、引き続き除去土壌等の再生利用に向けた取組を進めていく。

《主な措置の例》	(金額は百万円単位)
・ 中間貯蔵施設の整備等【復興特】	208,127 (279,902)
・ 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】	118,686 (121,212)

- ② 認定された特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内における家屋等の解体・除染を着実に実施する。

《主な措置の例》	(金額は百万円単位)
・ 特定復興再生拠点整備事業【復興特】	86,941 (69,037)

- ③ 被災地の指定廃棄物等の処理を着実に推進する。

《主な措置の例》	(金額は百万円単位)
・ 放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】	105,383 (145,542)
・ 帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【復興特】	418 (416)

(2) 新たなステージに向けた、被災地の産業・まち・暮らしの創生

- ① 被災地の復興に貢献すべく、地域の再生や産業の創生といった視点を大切にしながら、脱炭素、資源循環を基軸とした先導的なモデル事業を推進するとともに、自然資源を活用した復興プロジェクトの推進に取り組む。

《主な措置の例》	(金額は百万円単位)
・ 脱炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業【エネ特】	400 (200)

- ・ 省 CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業【エネ特】(再掲) 3,330 (1,500)
[30年度2次補正: 6,000]
- ・ 低炭素型廃棄物処理支援事業【エネ特】 2,000 (2,000)
- ・ 省 CO₂型リサイクル等設備技術実証事業【エネ特】(再掲) 500 (500)
- ・ 三陸復興国立公園等復興事業【復興特】 939 (580)

② 放射線健康管理・リスクコミュニケーションの実施や正確な情報発信を通じ、住民等の不安の解消等を図る。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 放射線健康管理・健康不安対策事業費 1,331 (1,300)

4. 循環型社会の形成・資源循環イノベーション

「第4次循環型社会形成推進基本計画」(2018年6月19日閣議決定)では、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」等の将来像を掲げている。資源生産性の向上等、同計画に位置づけられた目標を達成するとともに、巨大化する環境マーケットをリードするべく、資源循環分野でのイノベーションを国内外において展開していく。

(1) イノベーションの実装による国内での資源循環の促進

① 地域のエネルギーセンターとしての廃棄物処理施設の機能強化等、資源循環の側面から地域循環共生圏の構築を図る。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】(再掲) 61,500 (55,255)
[30年度2次補正: 47,000]
- ・ (新) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進業務 22 (0)
- ・ 浄化槽の整備【一部エネ特】(再掲) 11,577 (10,021)
[30年度2次補正: 1,000]

② 「プラスチック資源循環戦略」に基づく施策展開、家庭系食品ロス削減に向けた国民運動の展開、メダルプロジェクトの機運を活かした都市鉱山の有効利用、太陽光パネルの適正なリサイクルシステムの構築に向けた検討、紙おむつリサイクルの推進に向けたガイドラインの策定等、ライフサイクル全体での徹底した資源循環を押し進める。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費(再掲) 215 (80)
- ・ (新) 脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業【エネ特】(再掲) 3,500 (0)

- ・ 省 CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業【エネ特】(再掲) 3,330 (1,500)
[30年度2次補正: 6,000]
- ・ 低炭素型廃棄物処理支援事業【エネ特】(再掲) 2,000 (2,000)
- ・ 食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費(再掲) 93 (70)
- ・ リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業 262 (237)

③ 汚水処理事業のリノベーション、廃棄物処理業者における人材の確保・育成等にも取り組み、適正処理の更なる推進と循環産業全体の健全化及び振興を図る。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 浄化槽の整備【一部エネ特】(再掲) 11,577 (10,021)
[30年度2次補正: 1,000]
- ・ 産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業 145 (100)

④ IoT、AI といったデジタル技術を活用した革新的な 3R 関連ビジネスの創成・普及や自治体のごみ処理システムの高度化を促進する。 <1.(1)④を参照>

(2) 資源循環イノベーションの国際展開

国際的な資源循環マーケットを獲得すべく、我が国の資源循環技術・制度を世界に発信する。 <1.(6)②を参照>

5. 生物多様性の確保・自然共生

豊かな自然と共生する文化を創り上げてきたことは我が国の大きな強みであり、自然共生は地域循環共生圏や環境・生命文明社会を構成する重要な要素の一つである。生物多様性の保全については愛知目標が 2020 年までを目標期間としていることを踏まえ、目標達成のための取組を加速化させるとともに、新たな目標に向けた国際的議論をリードしていく。

国立公園満喫プロジェクトの実施をはじめ、地域固有の自然を資源として積極的に活用することで、その価値を実感してもらいながら後世に引き継いでいく。

(1) 生物多様性の確保

① 沖合域における海洋保護区の設定による生物多様性保全に向けた制度の検討や希少種保全をはじめとした愛知目標の達成に向けた取組を加速化させる。また、SATOYAMA イニシアティブ等による国際連携の一層の展開を図るとともに、生態系を活用した気候変動への適応や社会の強靱化といった視点も組み込みながら、ポスト愛知目標及び次期生物多様性国家戦略の検討を進める。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 生物多様性国家戦略推進費(再掲) 36 (36)

- ・ 中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費（再掲） 44（ 41）
- ・ 希少種保護推進費 760（ 686）
- ・ 国連大学拠出金（SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ実施事業） 145（ 145）
- ・ 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）拠出金及び地球規模生物多様性情報機構（GBIF）拠出金 58（ 55）
- ・ 里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費 33（ 19）
- ・ 生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定に向けた法的措置の検討

② 指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）について、広域連携による捕獲強化や、ジビエ促進とも連携した利活用の推進を図る。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業費（再掲） 500（ 830）

[30年度2次補正： 1,100]

③ ヒアリの継続的監視や対策困難外来種への対応の検討等、外来種防除対策の強化を図る。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 特定外来生物防除等推進事業 574（ 522）
- ・ 対策困難外来種防除計画策定調査費 41（ 39）
- ・ 生物多様性保全推進支援事業（再掲） 136（ 95）

④ 所有明示など飼い主責任の徹底や自治体による適正譲渡の促進、大規模災害発生を想定した対応等、ペットの適正飼養等の課題に着実に取り組む。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 動物愛護管理推進費（再掲） 352（ 285）

(2) 自然資源の保全・活用による観光立国・地方創生・経済成長

① 国立公園を世界水準のナショナルパークとして磨き上げ、保全された質の高い自然を楽しむ「国立公園満喫プロジェクト」について、インバウンドの目標達成に向けた取組を展開しつつ、国立公園を軸とした地方創生の歩みを確実なものとする。

< 1. (3) ②を参照 >

② 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録に向け IUCN から指摘された課題への対応を行うとともに、遺産の資質を適切に保全しつつ、地域の活性化を推進する。

《主な措置の例》 (金額は百万円単位)

- ・ 日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 437（ 389）

- ③ 地域の自然資源を活用した地域循環共生圏の構築について、地方公共団体の取組を支援する。 < 1. (3) ①を参照 >

6. 環境リスクの管理

現在・将来の世代が健全で良好な環境の中で暮らしを営めるよう、各種の環境リスクを低減していくことは環境行政の基盤である。廃棄物対策、大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策を推進し、豊かな環境の創出を図るとともに、公害健康被害対策等にも着実に取り組んでいく。

(1) 地域・暮らしを支える廃棄物対策

- ① 一般廃棄物処理施設の更新需要への適切な対応を進めるほか、汚水処理リノベーションに向け、単独処理浄化槽の宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への転換促進や、浄化槽台帳を活用した維持管理の生産性向上を図る。

《主な措置の例》	(金額は百万円単位)
・ 一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】(再掲)	61,500 (55,255)
	[30年度2次補正：47,000]
・ 浄化槽の整備【一部エネ特】(再掲)	11,577 (10,021)
	[30年度2次補正：1,000]

- ② PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、高濃度 PCB 廃棄物の適正かつ着実な処理の実施を進めるとともに、低濃度 PCB 廃棄物についても新たな処理方式を含め処理の推進を図る。

《主な措置の例》	(金額は百万円単位)
・ PCB 廃棄物の適正な処理の推進等	5,820 (6,336)
	[30年度2次補正：2,322]

(2) 安全な暮らしの確保

- ① マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、流域圏での上下流一体となった発生抑制、回収処理、実態把握等、対策の一層の推進を図る。このほか、健全で豊かな瀬戸内海の実現に向けたあり方の検討等、海洋・水環境保全対策を推進する。

《主な措置の例》	(金額は百万円単位)
・ 海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費 (再掲)	268 (167)
・ 豊かさを実感できる海の再生事業	118 (109)
・ 琵琶湖保全再生等推進費	39 (39)
・ 有明海・八代海等再生評価支援事業費	134 (132)

② アスベスト飛散防止、微小粒子状物質（PM2.5）の国内対策・越境汚染対策等を推進する。また、土壌汚染に関するリスク管理を着実に推進する。

《主な措置の例》

（金額は百万円単位）

・ アスベスト飛散防止総合対策費	72 (61)
・ 微小粒子状物質（PM2.5）等総合対策費	521 (512)
・ 自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	318 (284)
・ 土壌汚染対策費	315 (314)

③ 安心できる子育て環境づくりにも資するエコチル調査の実施をはじめ、ライフサイクル全体での化学物質のリスク評価及び管理の推進など、化学物質による環境リスクの低減に向けた取組を進める。また、農薬取締法の改正を踏まえ、農薬の生態影響評価の拡充に取り組む。

《主な措置の例》

（金額は百万円単位）

・ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	5,905 (5,054)
・ 化学物質緊急安全点検調査費	248 (254)
・ 化学物質環境実態調査費及びPRTR制度運用・データ活用事業	560 (514)
・ 農薬登録基準等設定費	118 (104)

④ 水俣病対策をはじめとする公害健康被害対策や、石綿健康被害の救済に着実に取り組む。

《主な措置の例》

（金額は百万円単位）

・ 水俣病総合対策関係経費	11,207 (11,224)
・ 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	186 (232)

⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピックも見据え、気候変動への適応にも資する熱中症対策を強化する。

《主な措置の例》

（金額は百万円単位）

・ 熱中症対策推進事業（再掲）	139 (62)
・ オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	37 (30)

2019 年度 環境省税制改正要望結果の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

(地球温暖化対策)

▶ エネルギー課税について

- ・「地球温暖化のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のグリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当すること
- ・揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持することとされた。

(自動車環境対策)

▶ 車体課税のグリーン化について

平成 31 年度税制改正大綱（平成 30 年 12 月 14 日自由民主党・公明党。以下「大綱」という。）において、以下のとおり盛り込まれた。

〔大綱 3～4 頁、8～11 頁、83～91 頁、122 頁〕

第一 平成 31 年度税制改正の基本的考え方

1 消費税率の引上げに伴う対応等

③ 自動車に係る措置

消費税の 10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

具体的には、平成 31 年 10 月 1 日以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）について、小型自動車を中心に全ての区分において、自動車税の税率を引き下げる。

恒久減税による地方税の減収については、まずはエコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる財源不足額についてはその全額を国費で補てんすることにより、それに見合った地方財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年

9月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんする。

3 車体課税

自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、熾烈なグローバル競争下にあるとともに、電動化・IoT化、自動運転等の技術革新、シェアライド等の使用形態の変化等、大きな変革期を迎えている。このような環境の下で、国内自動車市場の活性化を引き続き図っていくために、自動車ユーザーの車体課税に係る負担を軽減し、自動車を購入・保有しやすい環境を作るべきとの要請がある。

その一方で、車体課税の多くは地方財源であり、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮すれば、地方の安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮することが必要である。

これら双方の観点に十分配慮しつつ、平成29年度与党税制改正大綱等における車体課税に係る基本的考え方に沿って検討した結果、車体課税について、以下のような大幅な見直しを行う。税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において、懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。

- (1) 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げるにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

具体的には、平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）について、小型自動車を中心に全ての区分において、自動車税の税率を引き下げる。〔再掲〕

軽自動車税の税率については、変更しない。

- (2) 恒久減税による地方税の減収については、まずはエコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる財源不足額についてはその全額を国費で補てんすることにより、それに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

具体的には、以下のように対応する。

- ① 平成31年10月1日に導入される環境性能割については、税制抜本改革に係る地方税法等改正法の一部改正法附則の規定に基づき、その環境インセンティブ機能を強化する観点から、自家用乗用車（登録車）に係る税率の適用区分を見直す。
- ② 自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割が自動車税及び軽自動車税に導入されることを契機に、その適用対象を電気自動車等に限定する。

なお、消費税率引上げに配慮し、平成33年4月1日以後に新車新規登録又は最

初の新規検査を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用する。

- ③ 自動車重量税のエコカー減税については、その政策インセンティブ機能を強化する観点から、軽減割合等の見直しを行うとともに、2回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化を図る。

今後、エコカー減税の適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。また、次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る。

- ④ 自動車取得税のエコカー減税については、その環境インセンティブ機能を強化する観点から、軽減割合等の見直しを行う。
- ⑤ 今般の改正が、消費税率 10%への引上げや前述の自動車産業をとりまく環境変化に対応するため、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しの最終的な結論であることを踏まえ、異例の措置として、

イ ③の自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収額のうち国の一般会計分の増収の全額を、譲与割合を段階的に引き上げることにより、⑥の都道府県自動車重量譲与税制度の財源の一部として活用する。

ロ ①から④までの措置を講じてもなお累積で不足する地方税財源について、国費によりその全額を補てんすることとする。

具体的には、平成 46 年度と平成 47 年度において自動車重量税の譲与割合を変更し、⑥の都道府県自動車重量譲与税制度の財源の一部として活用するとともに、平成 46 年度から、揮発油税の税率を引き下げた上で地方揮発油税の税率をその同率分引き上げる。

上記の地方税財源の補てんに際して国において必要となる財源については、今後の歳出・歳入にわたる努力により確保を図る。

- ⑥ 自動車重量税の一部を都道府県に対して譲与する都道府県自動車重量譲与税制度を新たに創設する。

自動車税の引下げに伴う地方税財源の確保のために都道府県自動車重量譲与税制度を創設することを踏まえ、その譲与基準は自家用乗用車（登録車）の保有台数とする。

- ⑦ ⑤の揮発油税と地方揮発油税の税率調整に伴い、地方揮発油譲与税を増額する。

自動車税の引下げに伴う地方税財源の確保のために地方揮発油譲与税を増額することを踏まえ、増額分の地方揮発油譲与税は都道府県に譲与することとし、その譲与基準は自家用乗用車（登録車）の保有台数とする。

- ⑧ 上記の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割に係る市町村交付金の交付割合を見直す。

- (3) 自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を 1% 分軽減する。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんする。〔再掲〕

第二 平成 31 年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

1 車体課税等の見直し

(国 税)

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

① 乗用自動車

イ 現行、税率を 75% 軽減する自動車に係る軽減割合を 50% とし、税率を 50% 軽減する自動車に係る軽減割合を 25% とする。

ロ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる揮発油自動車及び石油ガス自動車は、平成 32 年度燃費基準値より 90% 以上燃費性能の良い自動車とする。

② バス・トラック（車両総重量が 2.5t 以下のもの）

新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる自動車の範囲から、揮発油自動車を除外する。

③ バス・トラック（車両総重量が 2.5t を超えるもの）

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、税率を 25% 軽減する自動車を除外する。

ロ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる自動車の範囲から、揮発油自動車及び軽油自動車を除外する。

- (2) 揮発油税及び地方揮発油税の税率（1 kℓ 当たり）を次のとおりとする。

	現 行	改正案
揮発油税	48,600 円 (本則税率：24,300 円)	48,300 円 (本則税率：24,000 円)
地方揮発油税	5,200 円 (本則税率：4,400 円)	5,500 円 (本則税率：4,700 円)

(注) 上記の改正は、平成 46 年 4 月 1 日から施行する。

- (3) その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

〈自動車取得税〉

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を6月延長する。

- ① 現行、税率を80%軽減する乗用車及び税率を60%軽減する乗用車に係る軽減割合を50%とし、税率を40%軽減する乗用車に係る軽減割合を25%とする。
- ② 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、税率を25%軽減するバス・トラックを除外する。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車を除く。）の取得に対して課する自動車取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を6月延長する。

(3) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税環境性能割〉

(4) 平成31年10月1日に導入される環境性能割について、次の見直しを行う。

- ① 環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率（営業用自動車にあっては、非課税又は0.5%若しくは1%の税率）の適用区分について、次の見直しを行う。

イ 天然ガス自動車（車両総重量が3.5t以下のもの）

平成30年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

ロ 乗用車

(イ) 自家用乗用車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

	現 行	改正案
非課税	平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの
1%	平成32年度燃費基準値を満たすもの	平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
2%	平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値を満たすもの

(ロ) ガソリン自動車で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は1%若しくは2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(ハ) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車をいう。）で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は 1%若しくは 2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) ガソリン自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(ニ) 軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

ハ バス・トラック（車両総重量が 2.5t 以下のもの）

ガソリン自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は 1%若しくは 2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

ニ バス・トラック（車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの）

(イ) ガソリン自動車で次に掲げるものを、非課税又は 1%若しくは 2%の税率の適用を受ける区分に加える。

a 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

b 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

(注) 上記 a については、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。上記 b については、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(ロ) 軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車を、非課税又は 1%若しくは 2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

② 市町村交付金の交付割合を、次のとおりとする。

現 行	100 分の 65
平成 31 年度から平成 33 年度まで	100 分の 47
平成 34 年度以降	100 分の 43

(注) 上記の「現行」とは、環境性能割導入以後に適用することとされている交付割合に関する規定である。

- (5) 平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、次のとおり税率 1 %分を軽減する特例措置を講ずる。
また、この措置による減収については、全額国費で補填する。

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1 %	非課税
2 %	1 %
3 %	2 %

- (6) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税種別割〉

- (7) 自家用乗用車（三輪の小型自動車を除く。）に係る種別割の税率を次のとおりとし、平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けたものから適用する。

(総排気量)	現行	改正案
1,000cc 以下	29,500 円	25,000 円
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500 円	30,500 円
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500 円	36,000 円
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000 円	43,500 円
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000 円	50,000 円
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000 円	57,000 円
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500 円	65,500 円
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500 円	75,500 円
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000 円	87,000 円
6,000cc 超	111,000 円	110,000 円

- (8) 自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化特例」）について、次の措置を講ずる。

① 自家用乗用車

イ 自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成 33 年度及び平成 34 年度に新車新規登録を受けた自動車について、現行対象としている自動車のうち電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽油自動車に限った特例措置（税率を概ね 100 分の 75 軽減する措置）を、当該登録の翌年度に講ずる。その上で、平成 31 年度及び平成 32 年度に新車新規登録を受けた自動車については、平成 30 年度に新車新規登録を受けた自動車に係る自動車税において講じられている措置と同様の措置を適用する。

ロ 自動車税のグリーン化特例（重課）

平成 31 年度及び平成 32 年度において、現行と同様の措置を講ずる。

② ①以外の自動車

現行のグリーン化特例（軽課）及びグリーン化特例（重課）の適用期限を 2 年延長す

る。

(9) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税環境性能割〉

(10) 平成 31 年 10 月 1 日に導入される環境性能割の環境性能に応じた非課税又は 1 %若しくは 2 %の税率（営業用自動車にあつては、非課税又は 0.5 %若しくは 1 %の税率。自家用軽自動車に係る特例措置による 2 %の税率を除く。）の適用区分について、次の見直しを行う。

① 天然ガス軽自動車

平成 30 年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

② 乗用車及びトラック（車両総重量が 2.5t 以下のもの）

ガソリン軽自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より

50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車を、非課税又は 1 %若しくは 2 %の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(11) 平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、次のとおり税率 1 %分を軽減する特例措置を講ずる。

また、この措置による減収については、全額国費で補填する。

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1%	非課税
2%	1%

(12) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税種別割〉

(13) 軽自動車税において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）について、次の措置を講ずる。

① 自家用乗用車

平成 33 年度及び平成 34 年度に新規取得した軽自動車について、現行対象としている軽自動車のうち電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限った特例措置（税率を概ね 100 分の 75 軽減する措置）を、当該取得の翌年度に講ずる。その上で、平成 31 年度及び平成 32 年度に新規取得した軽自動車については、平成 30 年度に新規取得した軽自動車に係る軽自動車税において講じられている措置と同様の措置を適用する。

② ①以外の軽自動車

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長する。

(14) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車重量譲与税〉

(15) 自動車重量譲与税の自動車重量税の収入額に対する割合について、次のとおりとする。

期 間	本則の割合	当分の間の割合
現行	3分の1	1,000分の407
平成31年度から平成33年度まで	1,000分の348	1,000分の422
平成34年度から平成45年度まで	1,000分の357	1,000分の431
平成46年度	1,000分の401	1,000分の475
平成47年度以降	1,000分の416	1,000分の490

(16) 都道府県自動車重量譲与税制度を次のとおり創設する。

- ① 自動車重量税の収入額の一部を、都道府県に対して譲与する。
- ② 都道府県又は市町村に対する自動車重量譲与税の譲与割合は、次のとおりとする。

期間	都道府県に対する譲与割合	市町村に対する譲与割合
平成31年度から平成33年度まで	348分の15 (422分の15)	348分の333 (422分の407)
平成34年度から平成45年度まで	357分の24 (431分の24)	357分の333 (431分の407)
平成46年度	401分の68 (475分の68)	401分の333 (475分の407)
平成47年度以降	416分の83 (490分の83)	416分の333 (490分の407)

(注) カッコ内の割合は、当分の間の譲与割合である。

- ③ 都道府県自動車重量譲与税は、自家用乗用車（登録車）の保有台数（自動車税（平成31年10月1日以後にあっては、自動車税種別割）の賦課期日時点における課税台数）で按分して譲与する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

(17) その他所要の措置を講ずる。

〈揮発油税・地方揮発油税〉

(18) 揮発油税及び地方揮発油税の税率（1ℓ当たり）を次のとおりとする。〔再掲〕

	現 行	改正案
揮発油税	48,600 円 (本則税率：24,300 円) ‘	48,300 円 (本則税率：24,000 円)

地方揮発油税	5,200 円 (本則税率：4,400 円)	5,500 円 (本則税率：4,700 円)
--------	---------------------------	---------------------------

(注) 上記の改正は、平成 46 年 4 月 1 日から施行する。

〈地方揮発油譲与税〉

(19) 地方揮発油譲与税について、次の見直しを行う。

- ① 地方揮発油譲与税に、現行道路の延長及び面積を基準として都道府県及び市町村に対して譲与している分（現行譲与分）とは別に、新たに都道府県に対して譲与する分（新譲与分）を創設する。
- ② 都道府県に対する新譲与分の譲与割合は、1,000 分の 55 とする。
- ③ 都道府県に対する新譲与分は、自家用乗用車（登録車）の保有台数（自動車税種別割の賦課期日時点における課税台数）で按分して譲与する。
- ④ 新譲与分の創設に伴い、都道府県及び指定市に対する現行譲与分の譲与割合を 1,000 分の 548（現行：100 分の 58）とし、市町村に対する現行譲与分の譲与割合を 1,000 分の 397（現行：100 分の 42）とする。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 46 年 4 月 1 日から施行する。

第三 検討事項

- 6 自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

2. 個別のグリーン化措置

(1) 低炭素社会

➤ コージェネレーションに係る課税標準の特例措置（固定資産税）【延長】

[大綱 56 頁]

熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の 12 分の 11（現行：6 分の 5）とした上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

➤ 低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【拡充・延長】

[大綱 56 頁]

低公害車燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

- ① 対象から天然ガス自動車用天然ガス充填設備を除外する。
- ② 課税標準を価格の4分の3（現行：3分の2）とする。

（2）自然共生型社会

➤ 鳥獣被害対策の推進を目的とした特例措置（狩猟税）【延長】

〔大綱 95 頁〕

- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置の適用期限を5年延長すること
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置の適用期限を5年間延長すること
- ・ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置の適用期限を5年延長すること

とされた。

（3）その他

➤ 被災自動車等に係る特例措置（自動車重量税）【延長】

〔大綱 91 頁〕

被災自動車等に係る自動車重量税の還付措置の適用期限を2年延長することとされた。

➤ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（法人税、所得税、法人住民税）【拡充・延長】

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、大綱に以下のとおり盛り込まれた。

〔大綱 60～64 頁〕

第二 平成 31 年度税制改正の具体的内容

三 法人課税

1 イノベーション促進のための研究開発税制の見直し (国 税)

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う（次の（1）の控除税額の上限の見直しを除き、所得税についても同様とする。）。

- (1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を次のとおり見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限を当期の法人税額の 40%（現行：25%）に引き上げる。

① 増減試験研究費割合が 8%超

$$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$$

② 増減試験研究費割合が 8%以下

$$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$$

(注 1) 上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後 10 年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く。）をいう。

(注 2) 上記①については、10%を上限とする（現行と同じ。）。

(注 3) 上記②については、6%を下限とする（現行と同じ。）。

- (2) 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例について、次のとおり改組した上、その適用期限を 2 年延長する。

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上限（当期の法人税額の 25%又は 40%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から 10%を控除した割合を 2 倍した割合（10%を上限とする。）を乗じて計算した金額を上乗せする（現行と同じ。）

② 試験研究費の総額に係る税額控除制度における税額控除率を、上記（1）①及び②並びに（注 3）により算出した率に、その算出した率に控除割増率を乗じて計算した率を加算した率とする（小数点以下 3 位未満の端数は切捨て）。

(注) 上記の「控除割増率」とは、試験研究費割合から 10%を控除した割合に 0.5 を乗じた割合（10%を上限とする。）をいう。

- (3) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率（上記①及び（2）②）の上限を 14%（原則：10%）とする特例の適用期限を 2 年延長する。

- (4) 中小企業技術基盤強化税制について、増減試験研究費割合が 5%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が 8%を超える場合の特例に見直した上、その適用期限を 2 年延長する。また、上記（2）②と同様に、試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合に税額控除率を割り増す措置を講ずる。

- (5) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

- ① 対象となる特別試験研究費の額に、次の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を下記③を除き 20%とする。
- イ 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。
 - ロ 委託に係る委任契約等（契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいう。）において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。
 - ハ 次のいずれかを満たすこと。
 - （イ）委託して行う試験研究が委託法人の基礎研究又は応用研究であること。
 - （ロ）委託して行う試験研究が受託者の知的財産権等を利用するものであること。
（注）上記の「知的財産権等」とは、知的財産権、これに準ずるノウハウ（第三者との契約により受託者が権利を有することが明らかなものに限る。）その他これらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。
- ニ 委託に係る委任契約等において、その委託に係る試験研究が委託法人の工業化研究に該当するものでない旨又は受託者の知的財産権等を利用するものである旨その他一定の事項が定められていること。
- ② 特別試験研究費の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正を前提に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行う特定用途医薬品等に関する試験研究を加えるととも、その助成金の交付を受ける法人の常時使用従業員数が 1,000 人以下であることとの要件を設ける。
- （注）上記の「特定用途医薬品等」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特定用途医薬品、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品のうち、その用途に係る対象者の数が本邦において 5 万人未満であるものをいう。
- ③ 研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記①の委託研究に係る税額控除率を 25%とする。
- （注）上記の「研究開発型ベンチャー企業」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいう。
- ④ 控除税額の上限を当期の法人税額の 10%（現行：5%）に引き上げる。
- ⑤ 特別試験研究費のうち大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化する。
- (6) 上記(2)の改組に伴い、平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除制度を廃止する。
- (7) 新設の分割承継法人等に係る調整計算等の適正化その他の所要の整備を行う。
(地方税)

中小企業者等の試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う。

- (1) 中小企業技術基盤強化税制について、増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直した上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限の上乗せ特例について、次のとおり改組した上、その適用期限を2年延長する。
 - ① 中小企業技術基盤強化税制における控除税額の上限（当期の法人税額の25%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合（10%を上限とする。）を乗じて計算した金額を上乗せする（現行と同じ。）。
 - ② 中小企業技術基盤強化税制における税額控除率を、12%又は上記（1）の特例による率に、その率に控除割増率を乗じて計算した率を加算した率とする（小数点以下3位未満の端数は切り捨てた率とし、17%を上限とする。）。
- (3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。
 - ① 対象となる特別試験研究費の額に、次の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を下記③を除き20%とする。
 - イ 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。
 - ロ 委託に係る委任契約等（契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいう。）において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。
 - ハ 次のいずれかを満たすこと。
 - （イ）委託して行う試験研究が委託法人の基礎研究又は応用研究であること。
 - （ロ）委託して行う試験研究が受託者の知的財産権等を利用するものであること。
 - ニ 委託に係る委任契約等において、その委託に係る試験研究が委託法人の工業化研究に該当するものでない旨又は受託者の知的財産権等を利用するものである旨その他一定の事項が定められていること。
- ② 特別試験研究費の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正を前提に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行う特定用途医薬品等に関する試験研究を加えると同時に、その助成金の交付を受ける法人の常時使用従業員数が1,000人以下であることとの要件を設ける。
- ③ 研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記①の委託研究に係る税額控除率を25%とする。
- ④ 控除税額の上限を当期の法人税額の10%（現行：5%）に引き上げる。

- ⑤ 特別試験研究費のうち大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化する。
- (4) 上記(2)の改組に伴い、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度を廃止する。
- (5) 新設の分割承継法人等に係る調整計算等の適正化その他の所要の整備を行う。

2019年度 環境省機構・定員（案）の概要

機 構

○公文書監理官（充て職）の新設

→ 公文書管理の適正の確保のため、文書管理及び情報公開の実質責任者となる審議官級の公文書監理官を新設。

○気候変動適応室長の新設

→ 気候変動適応法に基づく気候変動適応策のさらなる推進のため、国全体の司令塔となる室及び室長を新設。

定 員： 増員48人（本省17人、地方31人）

→平成31年度末定員：合理化減等も含め、2,098人（平成30年度末定員 2,076人）

【主な増員事項】

○本省

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 1. 適正な公文書管理を実現するための体制強化 | 1人 |
| 2. 地域循環共生圏の推進に向けた体制強化 | 1人 |
| 3. 気候変動適応法の執行のための体制整備 | 3人 |
| 4. 海洋・水環境における国内対策及び国際連携協力の推進のための体制強化 | 2人 |
| 5. 動物愛護管理関連法制の拡充に伴う体制強化 | 3人 |
| 6. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行に必要な体制整備 | 1人 |

○地方環境事務所

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 1. PCB廃棄物等の早期処理のための体制強化 | 7人 |
| 2. 地域における気候変動適応策の充実に関する体制強化 | 3人 |
| 3. 世界自然遺産登録の実現とその後の遺産価値の保全のための管理体制強化 | 2人 |
| 4. 国立公園満喫プロジェクト推進に向けた実施体制の整備 | 9人 |
| 5. 国内希少野生動植物種の指定及び保存に関する体制強化 | 7人 |